

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号） 抄

第五章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第五十二条 次に掲げる事務を行うため、山梨県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 一 この条例の定めるところにより実施機関に対して意見を述べること。
 - 二 第四十三条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する施策その他重要事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、委員五人をもって組織する。ただし、審査請求に係る事件の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、五人に限り、委員の数を増加することができる。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第二項ただし書の規定により増員された委員の任期は、二年以内で知事が定める期間とする。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 10 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 11 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 12 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14期（統合第8期）個人情報保護審議会委員名簿

任期：平成31年4月～令和3年3月

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|--------------------|-------------------------|-------------|
| いちかわ ゆみ 市川 由美 | 元労働委員会事務局長 | (留任) 3期目 |
| おおつか ゆかり 大塚 ゆかり | 山梨県立大学教授 | (留任) 2期目 |
| はら さとし 原 敏 | 山梨学院大学教授 (第13期 会長代理) | (留任) 4期目 |
| ほりうち ひさひと 堀内 寿人 | 弁護士 (第13期 会長) | (留任) 4期目 |
| まつもと せいすけ 松本 成輔 | 弁護士 | (留任) 2期目 |

五十音順